

G7富山環境大臣会合

日程: 2016年5月15日(日)–16日(月)

場所: 富山県富山市

参加国: G7各国(日、伊、加、仏、米、英、独)、EU

招聘機関: 地球環境ファシリティ(GEF)、持続可能性を目指す自治体協議会(ICLEI)、OECD、UNEP、国連グローバルコンパクト、100のレジリエント・シティ



環境大臣が各国内・世界で果たすべき役割が増しつつあり、気候変動・環境汚染という地球規模での問題に、国内・世界で率先して対処する役割を担うという強い政治的意思を共有した。

以下の議題を取り扱い、コミュニケを採択した。

(議題)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ○気候変動及び関連施策 | ○資源効率性・3R |
| ○持続可能な開発のための2030アジェンダ | |
| ○生物多様性 | ○化学物質管理 |
| ○都市の役割 | ○海洋ごみ |

コミュニケ概要(化学物質管理)

化学物質による悪影響を最小化し、適正に管理していくための取組について努力していくことの重要性を認識するとともに、2020年以降の化学物質と廃棄物の適正管理に関する国際的な議論の加速化に引き続き取り組むことで一致。併せて、**水銀に関する水俣条約の早期発効と締約国による効果的な実施を引き続き支持**することや、**化学物質が子どもの健康や成長に与える影響**を理解するための**長期的かつ大規模な疫学調査を高く評価**しつつ、子どもの環境保健に関する科学的知見の共有を推進することで一致。

水銀対策に係る日米協力

取組の背景

- 平成27年4月の日米首脳会談において、日米両国が、地球環境ファシリティ(GEF)の枠組みと強調し、水俣条約の目的に貢献することについて合意。
- 平成27年8月に開催された日米環境政策対話の際に発表された共同声明において、水俣条約の実施をさらに推し進めるために、両国で協働していくことを確認。
- これまで、アジア太平洋地域のモニタリング能力強化に向けた取組などを両国で協力して実施してきたところ。

日米二国間の環境協力に関する共同声明(平成28年5月)

- G7富山環境大臣会合の機会をとらえて、丸川環境大臣とマッカーシー環境保護庁長官が、日米二国間の環境協力に関する共同声明を富山で発表。
- 本共同声明の中で、水銀の悪影響から人健康と環境を守るための水銀プロジェクトに関する協力は、環境保護庁と環境省のつながりの中での最重要課題の一つであることが明記された。

日米共同声明 概要(水銀部分)

- 日米が協働して、GEF資金も活用し、アジア太平洋地域における水銀モニタリング能力強化を推進
- 条約の有効性評価に資するモニタリングの計画作りに関して連携
- インドネシアにおけるASGMステークホルダーの円卓会議、地域水銀フロー評価の実施



G7富山環境大臣会合 コミュニケ(仮訳)

化学物質管理

国際化学物質管理

1. 我々は、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法での、ライフサイクル全体にわたる化学物質と有害廃棄物の適正な管理を2020年までに達成する、というリオ+20で再確認された目標に向け、とりわけバーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約、水俣条約及びSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)の旗下で、G7メンバーによる様々な努力が行われていることを認識する。化学物質によるリスクは、G7メンバーの国民にとって最大の懸念の一つであり、我々は、2030アジェンダの採択を機に、持続可能な開発に関する世界首脳会議の実実施計画に定められた行動を実施するため、また関連する取組に関する情報交換を促進するため、引き続き努力していくことの重要性を認識する。
2. 我々は、第4回国際化学物質管理会議(ICCM4)で開始された会期間プロセスを含め、SAICMの下で行われている2020年以降の化学物質と廃棄物の適正管理に関する国際的な議論を歓迎し、その加速化に引き続き取り組む。我々は、既存の課題のみならず新しい喫緊の課題に対応すること、人の健康や環境に対する新たなリスクを同定すること及びそれらのリスクを削減することの重要性を認識する。我々は、また、人及び生態系並びにそれらを構成する特に脆弱な部分を保護するため、国連環境総会を含む今後の会合において注意を払い、適切な活動を求めていくこと、及び製品中の化学物質、塗料中の鉛、内分泌かく乱作用を有する化学物質といった特定の懸念事項に関する協力に係る取組を継続することの重要性を認識する。我々は、また、2020年以降の化学物質と廃棄物の適正管理の継続された関連性に係るバーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の締約国会議の重要な役割を認識し、化学物質と廃棄物の適正管理の強化に関する長期的な政策を考慮することの重要性を強調する。我々は、これらの取組が、全てのレベルにおける化学物質と廃棄物の効果的な枠組と適正な管理を引き続き牽引すべきであると考えている。

子どもの環境保健

3. 子どもの環境保健は、G7メンバーにとって特に関心の高い課題である。2002年のカナダ・バンフで開催されたG8環境大臣会合においては、1997年の子どもの環境保健に関するマイアミ宣言を実施するための共同の及び個別の活動について検討した。子どもの環境保健に関しては、2009年のイタリア・シラクサで開催されたG8環境大臣会合でも引き続き議論された。我々は、環境中の化学物質が子どもの健康や成長にどのような影響をあたえるかを理解するための長期的かつ大規模な疫学調査を高く評価しつつ、子どもの環境保健に関する活動を引き続き実施するとコミットメント及び子どもにとっての安全・安心な環境の重要性を再確認する。我々は、子どもを保護する政策立案を支援するため、環境研究、リスク評価及び基準設定に関する科学的知見の共有を促進する。

水銀に関する水俣条約

4. 我々は、2013年に採択された水銀に関する水俣条約の早期発効と締約国による効果的な実施への支援を継続する。また我々は、水俣条約の実施に係るベスト・プラクティス(途上国への支援に関する我々の経験を含む)を共有し、来たる第1回締約国会議に向け、また同会議上において、締約国との緊密な協力を通じた水俣条約の効果的な実施を促進する。我々は、条約の有効性評価に関連する協調された水銀モニタリングアプローチを推進するために科学的知見を共有する。これにより、条約の目的達成に向けた条約の進捗及び周辺状況に関する重要な情報が得られる。さらに、我々は、実現可能な場合は水銀を含まない製品や技術への代替、及び例えば気候変動とのコベネフィットのような他の政策目的にも貢献する技術の活用も含む水銀の排出及び放出の削減を推進することの有用性を認識する。

継続的な二国間環境協力に関する米国環境保護庁と日本国環境省の共同声明

2016年5月16日

日本、富山

G7富山環境大臣会合の機会に、米国環境保護庁（EPA）ジーナ・マッカーシー長官と日本国環境省丸川珠代大臣は、米国と日本間の環境協力の実施状況と計画について意見交換を行いました。本会合は、2015年8月24日にマッカーシー長官と望月前環境大臣により、二国間及び地域の環境協力の強化の為の共通の見解が話し合われた環境政策対話に基づき進められました。G7富山環境大臣会合の機会に訪日したマッカーシー長官は、水銀汚染の削減に向けた両国の取組の強化のため、また、現地の高校における持続可能な取組に関して生徒たちとの話し合いのために水俣市を訪問する予定です。

EPAと環境省は、更に進歩的な目的に向け、両国にとって適当な時期を選んで、ハイレベルでの協調を継続していきます。

水銀

日米両国は、水銀に関する水俣条約の効果的な実施に努めています。日米両国はともに、現在までに水俣条約に加盟している 25 ヶ国の中に含まれています。水銀の悪影響から人健康と環境を守るための水銀プロジェクトに関する協力は、EPA と環境省のつながりの中での最重要課題の一つとなっています。EPA と環境省は、アジア太平洋地域における水銀モニタリング能力強化に対する互いの取組を高く評価しています。EPA と環境省は、2016 年夏にタイのバンコク市で予定されているアジア太平洋水銀モニタリングネットワークのパートナー国の年次会合を支援します。また EPA と環境省は、2016 年後半に日本の水俣市において、アジア太平洋地域におけるモニタリング情報とデータの共有、及び大気中水銀濃度測定方法の調和に関する技術ワークショップの開催を計画しています。我々の協働の取組をさらに強化するため、地球環境ファシリティ（GEF）への提案書作成準備も進められています。EPA と環境省は、2016 年 3 月にヨルダンで開催された水俣条約政府間交渉委員会第 7 回会合（INC7）の開催期間中に、水俣条約の有効性の評価についての日米提案を共同で準備し、引き続き条約の実施にモニタリングアプローチを適切に位置づけるため連携していきます。EPA と環境省は、インドネシアにおいて零細・小規模金採掘に関し、潜在的なステークホルダーによる円卓会議の開催を検討し、また水銀の国内及び地域のフロー評価を進めます。